

報 告 事 項	報 告 内 容
被処分者の氏名又は法人名称	藤本 紀芳
登録番号又は法人番号	第 14320596 号
所属する単位会	広島県行政書士会
事務所名称	行政書士ルーツ法務事務所
事務所所在地	広島県広島市安佐南区西原 6 丁目 25 番 17 号
処分年月日	令和 7 年 4 月 9 日
処分内容（種類）	会員権の停止 3 ヶ月
上記処分をした理由	ア. 特定行政書士部会部会長甲会員と部員乙会員との間でなされていた部会メールでの議論に際して、令和 3 年 2 月 25 日、匿名のヤフーメールで「一期一会」のハンドルネームをもって、甲会員に対し「人望は集まりにくく、（中略）リベートを払ったりしてつなぎとめられているポチ。」「講釈師がいくらもっとうまいことを言っても、所詮、講釈師は講釈師ということを自覚して、ほどほどしましょうね」、「これ以上続くようであれば、今回のメール戦争の一部始終をマスコミに提供してご判断していただくことで終結させる方が早いかも」などと記したメールを送信して甲会員に対して誹謗中傷・脅迫的行為をし、かつ甲会員による部会会務を不当に妨害したものである。 イ. 当時、東広島市に事務所登録をしながら、島根県浜田市及び島根県六日市市の 2 ケ所に連絡所を設置している旨を自己のホームページの他、複数のインターネットサイトに各々連絡所の電話番号とともに表示して宣伝広告をしていたこと、島根県浜田市の連絡所に「ルーツ法務事務所」の標示とともに来客依頼者向けにファックス番号変更のお知らせ事項が記載された案内表示が張られていたことは、行政書士法第 8 条第 2 項で禁止される複数事務所の設置をしたものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	アにつき、本会会則第 70 条、第 71 条、日本行政書士会連合会行政書士倫理第 26 条、第 27 条、日本行政書士会連合会会則第 59 条、第 60 条、第 62 条、行政書士法第 10 条、第 13 条 イにつき、行政書士法第 8 条 2 項、第 13 条、本会会則第 70 条、第 71 条、日本行政書士会連合会会則第 59 条、第 60 条、第 62 条（ア.イ共通実施根拠 第 96 条、第 97 条）